② 形成外科専門医、脳神経外科専門医、小児外科専門医、眼科専門医、耳鼻咽喉科専門医又は口腔外科専門医であること。
③ 当該療養について一年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は歯科医師として三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準
① 形成外科、脳神経外科、小児外科、眼科、耳鼻いんこう科又は歯科口腔外科を標榜していること。
② 医療機器保守管理体制が整備されていること。
③ 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

十六 イ 抗悪性腫瘍剤感受性検査（ＨＤＲＡ法又はＣＤ－ＤＳＴ法）
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
消化器がん（根治度Ｃの胃がんを除く。）、頭頸部がん、乳がん、肺がん、がん性胸・腹膜炎、子宮頸がん、子宮体がん又は卵巣がん

ロ 施設基準
(1) 保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
① 主として実施する医師に係る基準
(イ) 専ら外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(ロ) 外科専門医、脳神経外科専門医、耳鼻咽喉科専門医、呼吸器外科専門医、産婦人科専門医、小児外科専門医、整形外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、眼科専門医、総合内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医又はがん薬物療法専門医であること。
(ハ) 当該療養について一年以上の経験を有すること。
(ニ) 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として三例以上の症例を実施していること。
② 保険医療機関に係る基準
(イ) 外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科を標榜していること。
(ロ) 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
(ハ) 病理部門が設置され、病理医が配置されていること。
(ニ) 薬剤師が配置されていること。
(ホ) 専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。
(ヘ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
(ト) 医療安全管理委員会が設置されていること。
(チ) 当該療養について三例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関が他の保険医療機関に対して検体の採取以外の業務を委託して実施する場合の当該保険医療機関の施設基準
① 主として実施する医師に係る基準
(イ) 専ら外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。
(ロ) 外科専門医、脳神経外科専門医、耳鼻咽喉科専門医、呼吸器外科専門医、産婦人科専門医、小児外科専門医、整形外科専門医、皮膚科専門医、泌尿器科専門医、眼科専門医、総合内科専門医、呼吸器専門医、消化器病専門医、小児科専門医又はがん薬物療法専門医であること。
② 保険医療機関に係る基準
(イ) 外科、脳神経外科、耳鼻いんこう科、呼吸器外科、産婦人科、小児外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、内科、呼吸器内科、消化器内科、小児科又は腫瘍内科を標榜していること。
(ロ) 薬剤師が配置されていること。
(ハ) 医療機器保守管理体制が整備されていること。
(ニ) 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。
(ホ) 医療安全管理委員会が設置されていること。
(ヘ) 検体について、適切な容器を用いて冷蔵保存するとともに、検体の採取以外の業務を受託した保険医療機関が検体を採取した時から四十八時間以内に検査を行えるように搬送できる体制を有していること。

(3)
① (1)に規定する施設基準に適合している旨を地方厚生局長等に届け出ている保険医療機関であること。
② 当該保険医療機関が受託して行った検査の結果について、当該保険医療機関に業務を委託した保険医療機関に対して、臨床的意義等の適切な医学的解釈を含めて報告すること。

十七 イ 陽子線治療
対象となる負傷、疾病又はそれらの症状
限局性固形がん

ロ 施設基準
(1) 主として実施する医師に係る基準
① 専ら放射線科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。
② 放射線科専門医（社団法人日本医学放射線学会（昭和二十五年三月六日に社団法人日本医学放射線学会という名称で設立された法人をいう。）が認定したものをいう。以下同じ。）であること。
③ 当該療養について二年以上の経験を有すること。
④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準
① 放射線科を標榜していること。
② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。
③ 診療放射線技師が配置されていること。
④ 医療機器保守管理体制が整備されていること。
⑤ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。
⑥ 医療安全管理委員会が設置されていること。
⑦ 当該療養について十例以上の症例を実施していること。